

雇用のあり方

取り組み方

—会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える—

第45回

障害者の法定雇用率の引き上げとその対応

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木 康之
(特定社会保険労務士)

2024年4月より、障害者雇用促進法に基づく法定障害者雇用率が2.3%から2.5%に引き上げされました。さらに2年後の2026年7月には2.7%へと段階的に引き上げられることが決定しています。

これは、商工会議所会員企業を含む民間企業における障害者雇用推進に向けた更なる取り組みを促すための措置です。

法改正の背景

障害者雇用の対象となる事業主の範囲

	~2024年3月	2024年4月~	2026年7月~
法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
障害者雇用の対象となる事業主の範囲	従業員43.5人以上	従業員40人以上	従業員37.5人以上

障害者雇用の対象となる事業主は、次の対応が求められます。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること
- 障害者雇用の促進と継続を図るために「障害者雇用推進者」を選任するよう努めること
- 障害者を解雇する場合、ハローワークに解雇届を届け出ること

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5	0.5

太枠が今回の措置内容

従業員数のカウント
従業員数は事業所（営業所等）が複数ある場合でも、事業主（企業）全体で集計します。

1年を超えて雇用されているか、また1年を超えて雇用される見込みがある「常用労働者」が対象となります。

雇用する障害者数の算定方法

障害者の雇用義務が課されるのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっていました。一方障害者の特性において、長時間労働が難しいなどのことから2024年4月から短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）である「精神障害者」「重度身体障害者」「重度知的障害者」については、1人をもつて0.5人と算定することになりました。

会員企業に求められる対応

現状分析と計画策定

まず、現在の障害者雇用の状況を把握し、不足している場合には具体的な採用計画を立てることが必要です。雇用率が目標に達していない企業は、具体的な数値目標と達成期限を設定しましょう。

求人活動の強化

障害者を積極的に採用するための求人活動を強化します。ハローワークや地域の障害者支援センターと連携し、障害者向けの求人情報を広く発信しましょう。特に、障害者が安心して働く職場環境や業務内容を明示することが重要です。

す。外部の支援機関等の活用も有効です。

社内教育と啓発活動

障害者雇用の重要性を社内全体で共有するために、教育と啓発活動を行います。従業員が障害者に対する理解を深め、共に働く意識を持つことが、職場全体の雰囲気を良くし、障害者が安心して働く環境を作り出します。

サポート体制の充実
障害者雇用の継続には、日常的なサポートが不可欠です。障害者担当者やジョブコーチを配置し、個々の障害者のニーズに応じた支援を行うことで、定着率を高めることができます。これは、定期的な面談やメンタルヘルスケアの提供も含まれま

助成金の活用
厚生労働省が提供する助成金を有効に活用することで、経済的負担を軽減しながら、障害者雇用を進めることが可能です。本年4月以降、厚

生労働省では従来からある制度に加え、雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設しています。

まとめ

2024年4月からの障害者雇用率の引き上げ、そして2026年7月のさらなる引き上げに伴い、商工会議所の会員企業には、障害者雇用に関する新たな対応が求められます。現状分析と計画策定、求人活動の強化、職場環境の整備、サポート体制の充実、社内教育と啓発活動、助成金の活用など、具体的な対応策を実行することで、障害者雇用を推進し、

企業の持続的な発展につなげることが重要です。企業全体で障害者雇用の意義を共有し、積極的に取り組むことで、共生社会の実現に貢献しよう。

障害者雇用は、企業にとっての義務であると同時に、多様な人材を活用することで新たな価値を創出する機会もあります。また、社会的責任を果たすことで企業のイメージアップにつながり、顧客や取引先からの信頼を得ることができます。商工会議所の会員企業が一丸となつて障害者雇用を推進し、持続可能な社会の実現に向けて努力することが期待されます。